

Q196. 再雇用後の高年齢者の業務内容等で配慮すべき点がありますか。

再雇用後の業務の内容、当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が定年退職前と変わらないにもかかわらず、再雇用後の賃金が定年退職前よりも大幅に下がったのでは高年齢者の不満が大きくなります。

再雇用後の賃金額が定年退職時よりも低い場合は、再雇用後の勤務日数や勤務時間数を減らすとか（例えば週3日勤務にするとか1日4時間勤務にするといったことも考えられます。）、業務の内容を正社員でなくてもできるような難易度の低いものにするとか、責任の軽い仕事を担当させるとか、職種や勤務地を限定するとかすべきと考えます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎